

接続料規則の一部改正に関する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計3件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H25年6月6日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
2	H25年6月6日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
3	H25年6月6日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 25 年5月8日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「接続料規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

今回、平成 26 年度における NGN の中継局接続機能に係る接続料原価に、改正前の地域 IP 網の中継局接続機能に係る調整額を加えて算定することができるよう省令案に規定されていますが、本措置については、あくまで「地域 IP 網に係る機能と同様の接続が NGN においても引き続き利用できる」かつ「二つの機能を利用する接続事業者に実質的に変わりがない」という特殊な状況下においてのみ採られる例外的な措置と認識しています。

本来、接続料については、当該機能に係るコストのみを原価に算入し機能ごとに算定するものであり、当該機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではないことから、機能の廃止を理由にこのような措置が採られることが常態化しないようにすべきと考えます。

以上

意見書

平成25年6月6日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年5月8日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【 別 紙 】

今回の省令改正案は、平成25年度接続料の認可申請の際に、NTT東・西より、接続料規則第3条ただし書に基づき、地域IP網の中継局接続機能に係る平成25年度の調整額相当額をNGNの中継局接続機能に係る接続料原価に加えて接続料を算定する旨の申請が行われ、認可されたことを踏まえ、地域IP網に係る中継局接続機能の廃止、及び平成26年度においてそれに係る調整額相当をNGNに係る中継局接続機能の接続料原価に加算できるよう規定するものと理解しております。

上述のような、他の機能において廃止される機能の調整額相当を別の機能に算入する等、当該機能に係るコスト以外のコストが接続料原価に算入される申請があった場合は、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成25年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)」(平成25年3月29日答申)において、

「接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第3条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。」

と示されているとおり、認可にあたっては競争事業者への影響を十分検証し、その都度慎重に判断すべきと考えます。

以 上

意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 5 月 8 日付けで公告された接続料規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

この度は、「接続料規則の一部を改正する省令案」に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

■地域 I P 網の中継局接続機能のアンバンドル機能からの削除について
(接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号) 第 4 条の表 6 の 2 の項関連)

平成 25 年 3 月 29 日付けの「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 25 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)」の答申※にもありますように、アンバンドル機能からの削除等の場合には、本事例と同様な整理となることを基本とせず、市場動向、競争環境、接続料水準等の状況を踏まえた検証を行い、慎重な判断のもと、適切な適否の判断をしていただきたいと思います。

<※答申 考え方 1 の抜粋>

接続料は接続料規則に基づき機能ごとに算定されるものであり、当該機能に係るコストのみが接続料原価に算入されるものであることから、原則として、廃止される機能の調整額相当を別の機能の原価に算入することは認められるものではない。

今後、接続料規則第 3 条ただし書に基づき、同様の措置を行うことについての許可申請が行われる場合には、今回の場合と同様、当該機能間の関連性や利用状況等を踏まえ、個別に適否を判断することとなる。

以上